

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成29年度第4回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成30年2月2日（金） 午後3時00分から午後4時45分

2 開催場所

岡山市水道局 6階 研修室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

岡崎 優子、齊藤 政子、中川 豊隆、的場 真介、和田 治郎

4 事務局

（1）岡山市財政局

森本審議監、山本契約課長、内海工事契約担当課長、大月契約課管理係長、水野契約課課長補佐（物品契約係長）、川上契約課工事契約係長、林契約課課長補佐（指導係長）、堀井契約課副主査、上田契約課副主査

（2）岡山市水道局

西井統括審議監、浅田管財課長、御幡管財課課長補佐、兒子管財課契約係長、平山管財課主任、白石管財課主任

5 会議次第

（1）委嘱書交付

（2）委員長選出及び委員長職務代理者の指名

（3）議題

1 岡山市抽出事案について

（1）施設修繕

（2）工事契約

2 岡山市水道局抽出事案について

（1）工事契約

（2）物品契約

3 その他

6 会議概要

1－(1) 岡山市抽出事案 「市立東疇(ひがしうね)小学校総合遊具修繕」、「市立西大寺中学校可動式バスケットゴール修繕」について

Q：平成27年度に岡山市で起こった施設修繕の官製談合事件では、職員が許容価格を漏らしたということだったが、再発防止のため職員研修以外に具体的に行なったことはあるか。

A：職員向けに作成している手引きの中で、契約関係職員の心得をより明確化した。また、契約の透明性を確保するために平成28年度の制度改正において、修繕の公表基準を見直して公表対象を拡大した。教育委員会の方でも再発防止に向けて修繕業務の発注マニュアルを作成して、チェック体制の強化を図っている。

Q：業務マニュアルを改訂するなど対応した部分もあると思うが、官製談合を防止するのは難しいのではないか。

A：議会でもこの事件の原因が契約制度の問題なのか、あるいは職員個々の資質の問題なのか問題提起があった。できる限りの防止策として第三者である市民の方に見積合わせの結果が目に見えるように公表の対象を拡大した。そのひとつが以前は建設工事や建設コンサルタント業務に限られていたが、修繕業務についても許容価格を事後公表するというような制度改正を行った。それから少額の10万円以上について、以前は公表していなかったが、新たに平成28年4月から結果の公表を始めた。また、修繕業務は各担当課が発注するが、この度の事件については、教育委員会発注案件ということで所管課である学校施設課が発注基準を含めた発注マニュアルを明文化・明確化した。その基準に基づいて業者選定し、同様な修繕内容や金額ということでこの度の2件を抽出させて頂いた。結果としては、以前と概ね同様な落札率であり、業者選定の方法も変わってはいない。

Q：修繕業務については高落札率99パーセント以上であったり失格者数がものすごく多いと目に付きやすいが、談合に関して今後どういうところに気を付けてデータを見ていったらいいかということの手掛かりになる情報でもあれば教えて頂きたい。

A：積算根拠として建設工事や建設コンサルタント業務は、設計の単価や歩掛について国や県が示しており、岡山市はほぼ100パーセント使っている。それが修繕業務になると、個別具体的な案件がそれぞれ現場によって異なるため、業者に参考見積を取る場合が多く、どうしても落札率は高くなる傾向にある。落札率等で談合の可能性を読み取ったり、あるいは業者と職員が結託しているようなことが仮にあってもなかなか分かりづらいのが現状である。

1－(2) 岡山市抽出事案 「県道倉敷妹尾線(大福地内)道路舗装補修工事」、「市道古都南方3号線ほか道路改良工事(29-1)」について

Q：今回選んだ工事は、舗装と土木の工事で業者数が非常に多い。失格が多かったと

いうのもあったが、舗装工事は業者が行政が出す許容価格等の推測をしやすく応札価格の幅が狭い傾向ではないかと思ったため選んだ。岡山市は最低制限価格の算式は国のモデルを準用しているが、それは法律で決まっているわけではないし、この中のどの業者が受注しても問題ないはずと思うので、最低制限価格の計算式を変更して失格となる業者を減らすことはできないか。また、標準の工数や材料費はあまり変わらないと思うが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費等の単価の差は地域差はあるのか。

A：労務単価については、各地域ごとに定められた単価を採用しているのだから、当然東京で公共工事をやる場合と岡山でやる場合では人件費が異なってくる。

Q：最低制限価格の X、Y、Z をシステムから偶発的に発生した数値ではなく、任意で設定することができないのか。

A：X、Y、Z に人為的なものを入れないということで公平性が担保されるのではないかと考えている。

Q：例えば舗装みたいに業者がたくさんいるような業種では、最低制限価格のランダム係数を低くするのは難しいのか。ランダム係数を使わないといけないのか。

A：ランダム係数を用いている自治体もあれば、用いていない自治体もある。各自治体でそれぞれの対応を行っている。

Q：それでは、最初から舗装はランダム係数を最低値である 0.98812 を用いるという決め方はできないか。最初から決めていけば恣意性もないのでは。

A：今はシステムから自動ではじき出して、職員の恣意性が入らないようにしているが、それを始めから数字で決めておくというのはメリット、デメリットがあるだろう。

2 - (1) 岡山市水道局抽出事案 「半田山線シールドトンネル築造工事」について

Q：許容価格と落札価格の要素としてはどこでこんなに差が出るのか。項目ごとに業者から価格の指値を提出してもらっているのか。

A：設計書の内訳については提出してもらっている。

Q：受注自体に問題はないと思うが、どの業者も市の許容価格からかなり低い応札価格になっているが、どこで差が出るのか。単価部分ではあまり差がでないはずなので、工数の部分なのか。

A：どの入札参加者もシールド工事に精通した業者であるため、シールドマシンの製作費の関係でコスト削減できる部分があったり、ノウハウ等があるのかもしれない。

Q：これぐらいの大きな規模の工事であれば大手の業者が入札に参加することが考えられるが、それを見据えて許容価格の出し方のフィードバックをどうするか。

A：応札金額がかなり低く、元々の設計金額が高すぎたのではという意見もある。水

道局の場合、こういった大きな案件がそう頻繁にあるものではないが、次回以降の設計の時にできる限り今回の設計を活かしていきたいと思っている。

2－(2) 岡山市水道局抽出事案 「シアン分析装置」について

Q：シアン分析装置はどのようなメーカーの物か。

A：A社やB社の製品等があり、応札業者はメーカーの代理店となっている。

(終了)